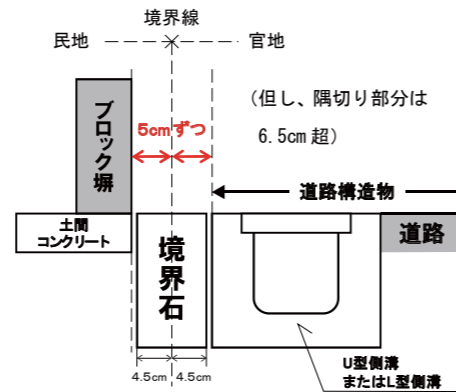


組合よりのお願い

● 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル**民地側となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。



● 権利の届出をしてください（定款第88条及び第89条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地を共有で取得された場合には、共有者の中から**代表者1人**を選任して組合に届け出てください。

※代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしく願いいたします。

● 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お知らせ

● 換地処分公告に伴う76条申請手続き、仮換地等証明書発行の終了について

土地区画整理事業の換地処分公告に伴い、以下の手続きについて終了しました。

(1) 土地区画整理法第76条申請

土地区画整理事業中は、建築確認申請に先立ち土地区画整理法第76条申請（建築物等許可申請）が必要でしたが、換地処分の公告に伴い不要となりました。

(2) 分筆登記申請

土地区画整理事業中は、分筆登記申請前に組合への事前相談や従前地の分筆計算が必要でしたが、区画整理登記閉鎖解除以降は組合を経由せず土地家屋調査士等を介してさいたま地方法務局へ登記申請を行ってください。

(3) 各種証明書の発行

土地区画整理事業中に組合が発行していた仮換地証明書、底地番証明書及び保留地証明書などの各種証明書につきましては、換地処分の公告に伴い発行を終了しました。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

お問い合わせ先（組合事務局）

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒338-0002

さいたま市中央区下落合2-18-6

当協会ホームページはこちらから

<http://saitama-kukaku.jp/>



管理課(管理・換地) 048-799-2352(資金管理・換地に関すること)
補償課 048-799-2523(建物補償に関すること)
工事課 048-799-2528(工事に関すること)



ごあいさつ

秋晴の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今回のまちづくりニュースでは、令和5年度さいたま市風渡野南特定土地区画整理組合の事業報告・収支決算及び財産目録の承認を求めることについて、令和6年7月23日に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。

平成5年5月28日の事業認可以来、長きにわたりました当事業も終盤を迎え、組合解散まで残すところ僅かとなりました。これまで組合員の皆様には、当土地区画整理事業に多大なるご協力とご支援を賜りましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

なお、まちづくりニュースの発行も、今回の令和6年9月号をもちまして最終号となります。これまでご高覧いただきましてありがとうございました。



さいたま市風渡野南特定土地区画整理組合
理事長 山田嘉松

令和5年度の事業報告について

令和5年度に実施した主な事業は以下の通りです。

調査設計

- ① 選挙人名簿作成業務委託
 - ・当組合の理事、監事、総代の任期満了に伴い、最新の権利状態での名簿を作成しました。
- ② 管理調書作成業務委託
 - ・補助金の執行状況（実績）を精査するための管理調書を作成しました。

令和5年度の会議等の記録

年 月 日	主 要 事 項	年 月 日	主 要 事 項
令和5年		令和5年	
5月24日	『第1回理事会』 ・第7回総会について	9月	『まちづくりニュース』の発行
6月	『まちづくりニュース』の発行	10月 7日	『総代選挙』
6月20日	『定期監査』(令和4年度分)	令和6年	
7月 1日	『第7回総会』 ・役員改選について	1月17日	『第3回理事会』 ・令和5年度第2回総代会について ・随意契約の執行について
7月18日	『第2回理事会』 ・理事長・副理事長の互選について ・担当理事及び議席番号の決定について ・令和5年度第1回総代会について	2月 8日	『第2回総代会』 ・令和6年度さいたま市風波野南特定土地区画整理組合の事業計画及び収支予算について
8月 4日	『第1回総代会』 ・令和4年度さいたま市風波野南特定土地区画整理組合の事業報告、収支決算及び財産目録の承認を求めることについて		

令和5年度収入支出決算

令和6年7月23日に開催されました総代会において、令和5年度収支決算が承認されました。収入 21,107,911円、支出 14,208,450円となり、令和6年度へ 6,899,461円が繰り越されました。

【収入】

費 目	決算額 (円)
さいたま市補助金	12,807,000
保留地処分金	0
諸収入	200
繰越金	8,300,711
計	21,107,911

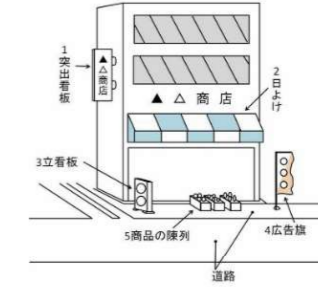
【支出】

費 目	決算額 (円)
工事費	0
補償費	0
調査設計費	3,344,000
事務費	10,864,450
予備費	0
計	14,208,450

道路の使用についてのお願い

1 道路上に物を置かないでください。

道路上に物（コンクリート板、道路段差解消ステップ、カラーコーン、立看板、広告旗、消火器、荷物、商品、自動販売機など）を置いたままにすることは歩行者、自転車や車の通行の障害になり、交通事故を引き起こす原因にもなります。また、歩行者がつまずいて転倒する事故にもつながります。そのため、道路上に物を置いたり、車両等の一部がはみ出している場合は、取り除くか敷地内に入れるなどの対応を行ってください。



2 庭木の枝は敷地内で管理してください。植木鉢等は道路・側溝の上に置いてはいけません。

敷地を越えて樹木の枝が歩道や車道へはみ出すと、歩行者や車の通行の障害になり、また、道路の見通しを悪くし、交通事故を引き起こす原因にもなります。枝等が落下した際には、思わぬ事故を引き起こすこともありますので、所有者の方は、樹木の剪定や手入れをしてください。

道路上（歩道・側溝を含む）に植木鉢等を置くことは、歩行者や自転車等の安全・快適な通行の妨げとなり、交通安全上問題となることがありますので、敷地内に入れてください。



3 道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください。

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



※道路上に置かれたものや、はみ出したものが原因で事故が発生した場合、物件の所有者が責任を問われる場合があります。道路を歩行者や自動車が安心・安全に通行できるよう、皆様のご協力をお願いします。